2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年10月８日付支出負担行為担当官熊本防衛支局長）に示すところにより、装備施設本部長から鹿屋㉕受配電施設新設等電気その他工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知書を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から電気工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した電気工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上であること。

⑷　平成10年度以降に、元請けとして、66kV以上の特別高圧受配電設備の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下、「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

イ　平成10年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、熊本防衛支局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、ア及びイと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案（２課題）

・「特高受電設備及び中央監視設備の省エネ、拡張性、信頼性及び維持管理の向上のため、どのような配慮を行うか。」

（着目点）

本工事は、鹿屋航空基地における電力需要が今後増加することを踏まえ、特高受電設備を新たに整備するとともに、既設中央監視設備を更新整備するものである。また、本設備は、完成後における施設整備計画により、電力需要の変動及び中央監視設備の対象施設で約20施設の増減の変更が見込まれる設備である。

このため、省エネ、拡張性、信頼性、維持管理に優れた電源システムを整備する必要があることから、以下の各項目についてそれぞれ１点の提案を求めるものである。

①　特高受電設備の省エネを考慮した制御。

②　中央監視設備の監視における拡張性の確保。

③　多雷地区における中央監視設備の雷害対策。

④　特高受電設備の機器類のトラブル回避またはトラブル対応機能。

⑤　特高受電設備及び中央監視設備に係る維持管理、保全の向上。

・「基地受電所の換装に伴う地中配線工事の品質確保及び掘削工事ならびに停電工事における部隊運用への影響を局限するため、施工上どのような配慮を行うか。」

（着目点）

本工事は基地の既存高圧受電設備を有効活用し、高圧受電方式から特高受電方式に変更するものである。このため、既設受電所への電力ケーブル等の埋設工事及び停電切替工事における部隊運用への影響を最小限とするため、以下の各項目についてそれぞれ１点の提案を求めるものである。

①　管路掘削作業における既存埋設物への配慮。

②　管路掘削作業における部隊隊員等への安全の配慮。

③　電力ケーブルの品質確保。

④　停電切替工事に伴う安全性の確保。

⑤　高圧受電から特高受電の切替工事に伴う不測事態への対応。

１課題に対する技術提案数は最大５つまでとする。

なお、技術提案数が５つを越えた場合は、当該技術提案に係る配点は０点とする。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

⑵　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」及び「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、⑶によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑶　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点を100点与える。

イ　加算点　算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴の評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、技術提案加算点の最高点数は40点とする。

ウ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」とイによって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

エ　⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、⑴イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し与える。

⑷　⑴の評価項目の詳細は入札説明書による。

⑸　その他　受注者の責により入札時の⑴の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティーとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。